

開発行為許可申請書添付一覧表（法第29条第1項又は第2項）

必要書類		記載すべき事項
1	開発行為許可申請書 (省令別記様式第二)	
2	設計説明書(自己の居住用は不要) (町様式第6号)	
3	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要 (町様式第8号の2)	宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を必要とする開発行為については、別紙の書類を添付すること。
4	関係公共施設管理者の開発行為同意書(市町村長等)	
5	同上(土木事務所、土地改良区等)	
6	公共施設の管理者等に関する書類(新たに設置される公共施設) (町様式第7号)	
7	同上(従前の公共施設) (町様式第8号)	
8	公共公益施設管理者等との協議書	
ア	公共施設の管理者	
イ	義務教育設置義務者(20ha以上の場合)	
ウ	水道事業者(20ha以上の場合)	
エ	一般電気事業者(40ha以上の場合)	
オ	ガス事業者(40ha以上の場合)	
カ	鉄道事業者、軌道経営者(40ha以上の場合)	
9ア	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書(土地) (町様式第10号)	
イ	同上(工作物) (町様式第10号)	
10	開発区域の土地明細表	土地の所在地、地番、地目、地積、所有者を各々記入し一覧表とすること。
11	開発区域の登記事項証明書	
12	資金計画書(自己用で1.0ha未満の場合は不要※) (省令別記様式第三)	
13	設計者の資格に関する申立書、及び証書等(1.0ha以上の場合)	
14	申請者の資力信用に係る書類(自己用で1.0ha未満の場合は不要※) (町様式第2号)	法人の登記事項証明書・役員の住民票の写し又は個人番号カードの写し等・事業経歴書・誓約書 (個人申請の場合は住民票の写し若しくは個人番号カードの写し等)
15	工事施工者の資力信用に係る書類(自己用で1.0ha未満の場合は不要※) (町様式第3号)	法人の登記事項証明書、事業経歴書、建設業の有効な許可があることを示す資料
16	法第34条第13号に該当する権利を証する書類(13号に該当の場合)	登記事項証明書・賃借契約書・農地転用の申請書の写し
17	その他必要な書類	その他の公共水路及び排水路に流入する場合は流入同意書等
A	開発区域位置図(5万分の1程度 地形図)	
B	開発区域区域図(2千5百分の1程度 都市計画図)	
C	開発区域土地の公図の写し	
D	地積測量図	
E	設計図	
ア	現況図(2千5百分の1程度、流域図と兼用可)	地形、開発区域内及び周辺の公共施設、等高線(間隔2m)、樹木又は樹木の集団(1ha以上)、表土の状況(1ha以上)
イ	土地利用計画図(1千分の1程度)	開発区域の境界、公共施設、予定建築物の敷地の形状、予定建築物の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置、緩衝帯の位置・形状
ウ	造成計画平面図(1千分の1程度)	開発区域の境界、切土・盛土部分、がけ、擁壁の位置、道路の位置、形状、幅員、勾配
エ	造成計画断面図(1千分の1程度、高低差の著しい箇所)	切土又は盛土をする前後の地盤面
オ	排水施設計画平面図(5百分の1程度)	排水区域界、排水施設の位置・種類・材料・形状・内のり・寸法・勾配、水の流れ方向、吐口の位置、放流先名称
カ	給水施設計画平面図(5百分の1程度、排水施設計画平面図と兼用可)	給水施設の位置、形状、内のり寸法、消火栓の位置
キ	がけの断面図(5千分の1程度、切土2m超、盛土1m超、切盛土2m超)	がけの高さ・勾配・土質、切土又は盛土以前の地盤面、がけ面保護の方法
ク	擁壁の断面図	擁壁の寸法・勾配、擁壁材料の種類・寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置・寸法、擁壁の位置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置・材料・寸法

※宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を必要とする開発行為の場合は、自己用で1.0ha未満の場合にも当該書類が必要。